

津市子育てハンドブック無償提供者選定委員会設置要綱

令和7年2月17日津市訓第2号

(設置)

第1条 子育てハンドブックを無償提供する事業者の募集に当たり、最優先候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公正に行うため、津市子育てハンドブック無償提供者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の決定について必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長にはこども政策課長を、副委員長にはこどもの居場所づくり担当副参事をもって充てる。
- 3 委員には、広報課長、行政経営課長及び健康づくり課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、決裁の日から施行する。